

KCAAグループ修復歴判定基準の一部変更

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、日本オートオークション協議会修復歴判定基準の変更に伴い、KCAAグループにおいても修復歴判定基準の一部変更を行います。今後も、引き続きご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

運用開始日 2019年4月1日より

適用会場 KCAA 福岡・KCAA 南九州・KCAA 山口・KAA 京都

変更内容

1.修復歴判定基準の大きさ変更

「小さな（握りこぶし程度）」→「小さな（カードサイズ）」に変更する。

「軽微な（500円玉程度）」→「小さな（カードサイズ）」に統一する。

2.クロスメンバーの定義

*溶接にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む

●フロント

左右サイドメンバーに直接溶接されているもの（間接接合は除く）

「骨格扱い」 左右サイドメンバーに直接溶接されていて、かつ部品が左右で分割されていないもの。（直接接合）

「非骨格扱い」 取り付け方法に関わらず、複数の部品で構成されているもの。（間接接合）

●リヤ

サイドメンバーの先端より内側にあり、左右サイドメンバー間に直接溶接されているもの。

3.ピラー下部基準の定義

ステップ上端部よりカードサイズ（10cm程度）の高さまではピラー下部（骨格より除外）とし、それより上の部分についてはピラー(骨格)として扱う。

（ステップの高さが車両の前後で異なる場合は高い方を上端部とする。）